

## 「岡山県パーキングパーミット制度（仮称）」素案に対する意見等について

「岡山県パーキングパーミット制度（仮称）」（素案）について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）に基づき、広く県民の皆様から意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

### 1 意見数

31件（15人）

### 2 意見の概要と県の考え方

別添のとおり

なお、岡山県保健福祉部障害福祉課のホームページに掲載するほか、県庁障害福祉課、県政情報室、県民室、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）及び県立図書館に備え付ける予定

### 3 今後のスケジュール（予定）

平成22年	9月2日	県障害者施策推進協議会(2回目) 開催
	9月中旬	制度決定・公表
	9月～11月	施設管理者との契約等の諸準備
	11月上旬	事前申請受付開始（県障害福祉課）
	12月上旬	制度スタート

### <参考>

意見募集の方法等

#### (1) 募集期間

平成22年7月15日（木）～8月16日（月）

#### (2) 公表方法

岡山県保健福祉部障害福祉課のホームページに掲載したほか、県庁障害福祉課、県政情報室、県民室、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）及び県立図書館に備え付けた。

#### (3) 募集方法

電子メール、インターネット、郵便、ファクシミリにより受け付けた。

## 「岡山県パーキングパーミット制度（仮称）」素案に対する主な意見と 県の考え方について

### (1) 制度の名称等について（1件）

No.	ご意見の概要	県の考え方
1	カタカナ表記はなるべく使わないようにしてほしい。	県民に分かりやすく親しみやすい名称となるよう岡山県障害者施策推進協議会等でご意見を伺い、決定することとします。

### (2) 対象者について（8件）

No.	ご意見の概要	県の考え方
2	近県と対象者を統一してほしい。	各県の事情により、対象者を完全に統一させることは困難ですが、中国・四国地域で、相互乗り入れをする予定もあり、可能な限り歩調を合わせたいと考えています。
3	上肢障害が入って聴覚、発達障害を対象としない根拠は何か。	歩行が困難に当たるかどうかを総合的に検討し、岡山県障害者施策推進協議会等にご意見を伺い決定します。
4	聴覚障害（3級以上）、発達障害（療育機関等が認定した人）を対象としてほしい。	
5	妊産婦（妊娠7ヶ月～産後3ヶ月）に対象を狭めてもよいのではないか。	
6	「駐車禁止除外指定車標章」の利用範囲・対象者が当制度と異なるため、混乱を招く恐れがある。	
7	すでに駐車禁止除外指定者標章を取得している人はどうなるのか。	「駐車禁止除外指定車標章」は、道路交通法に基づき、道路の安全を確保するためのもので、パーキングパーミット制度は、駐車場の適正利用を図るものであり、全く別の制度となります。それぞれの制度の違いをご理解いただけるよう周知を図ります。
8	道路交通法による駐車禁止除外指定車標章と、この制度による利用者証との優劣をどう考えるのか。	

No.	ご意見の概要	県の考え方
9	佐賀県の制度より対象範囲が拡大しており、車いす使用者などの真に必要なとする人が停められなくなることが懸念されるので、交付対象者の絞り込みが必要である。	従来の幅 3.5m 以上の身体障害者等用駐車場に加え、幅 2.5m 以上の駐車スペースも対象にしたいと考えています。施設管理者には、なるべく両方を整備していただくよう協力依頼し、スペースの確保に努めます。 また、利用の際、幅 3.5m 以上の駐車場については、車いす利用者の方に配慮いただくよう周知を図ってまいります。

### (3) 駐車スペースについて (3件)

No.	ご意見の概要	県の考え方
10	車いす使用者などの真に必要なとする人が停められるようにするためには、3.5m以上の駐車場1台につき、2.5m以上3.5m未満の駐車場を3台確保してほしい。	従来の幅 3.5m 以上の身体障害者等用駐車場に加え、幅 2.5m 以上の駐車スペースも対象とすることで、施設管理者になるべく両方を整備していただくよう依頼し、スペースの確保に努めます。
11	協力施設とそれ以外との対応の差をどのように徹底させていくのか。	制度の主旨を説明し、出来るだけ多くの施設に協力施設としてご協力いただけるよう努めます。
12	整備されている身体障害者用等駐車場のすべてをパーキングパーミット制度の駐車場に指定することは困難であるし、対象者がすべて申請するわけでもないので、すべてを優先スペースに指定することは皆の理解が得られない。 スペースの割合を慎重に論議し、実現可能で利用者に感謝される制度に仕上げて欲しい。	制度の主旨を説明し、協力施設の確保に努めるとともに、利用証を掲示していない車に対しては、施設管理者にチラシ等により制度を紹介していただくなど、県民に対する周知に努めます。

### (4) 利用証について (9件)

No.	ご意見の概要	県の考え方
13	県外からの利用対象者は、観光施設等の管理者に手帳等を提示し、一時利用許可書を交付してはどうか。	もともと障害のある人等が停めることのできる身体障害者用等駐車場を適正に活用する制度なので、県外からの利用者については、利用証を持っていなくても停められるよう弾力的な対応を図っていきます。

No.	ご意見の概要	県の考え方
14	内部障害のある方を表す「ハート・プラスマーク」を採用して欲しい。	車いすマークは障害のある人全般を示す国際標準マークですが、一般的に内部障害のある人も含まれていることを理解している人は少ないと思われますので、ご提案を踏まえ、岡山県障害者施策推進協議会等でご意見を伺い、決定します。
15	利用証にオストメイトマークを入れて欲しい。	
16	利用証を本人運転、家族運転、けが人・妊産婦等の3種類に分けた上で、駐車スペースの幅3.5m必要者、3.5m未満の利用可能者に分けて欲しい。	利用証の複数化については、その効果と事務の煩雑化を防ぐ観点との両面から検討していきます。
17	一時的に歩行が困難な方の場合は、有効期間が異なるため、色を変えるなどして分かりやすくしてはどうか。	
18	妊産婦やけが人は、利用者証を病院から有料交付し、完治したら利用証と引き替えに還金してはどうか。	利用証発行に係る交付手数料は、無料（郵送料は実費）することとしており、有料交付については考えていません。
19	一時利用者から確実に回収できるのか。	期限までに返却すべきことを御理解いただくほか、期間が満了しても利用証の返却がなされない場合には督促に努めます。
20	コピー品が出回った場合の対応はどうするのか。	この制度は、物品の販売や役務の提供にもあたらないため、商標登録にはなじまないものと考えます。コピーしにくい利用証を工夫するなど対応策を検討していきます。
21	商標登録をして不正コピーをさせないようにする。	

(5) 制度全般について (9件)

No.	ご意見の概要	県の考え方
22	良い制度だと思うので、県民への周知・啓発をしっかりとって欲しい。	県政広報番組や県政広報紙「晴れの国おかやま」など、県の有する様々な広報媒体を活用して情報提供に努めるほか、市町村広報紙や関係団体の機関紙への掲載等を依頼するとともに県主催事業での制度説明やチラシ配布等啓発に努めます。
23	県民のモラルが向上するよう、しっかりと啓発して欲しい。	
24	トラブルが発生した際には、県はどう対応していくのか。	ケースごとに検討し、県として必要な対応をします。

No.	ご意見の概要	県の考え方
25	罰則を設けるべきである。	身体障害者等用駐車場の適正利用に向けてマナーづくりを図っていくことが目的であり、罰則を課すことまでは考えていません。
26	利用者証交付者が利用者証を携帯し忘れた場合は、駐車禁止としてはどうか。	
27	区画内にカラーコーン等を置き、健全者の駐車防止をするのは止めて欲しい。	施設管理者に制度の主旨を説明し、対象駐車場としての協力をお願いするとともに、利用者の方が利用しやすい管理方法についてもお願いする予定です。
28	身体障害のある人、高齢者等の駐車場に関係する施策は、この制度をはじめ駐車禁止除外車両標章、高齢運転者等用駐車区間制度など3種類となる。利用者の手続きが便利で安易な制度を期待する。	制度の啓発に努め、交付申請等の窓口は、県の窓口だけでなく、市町村にも協力をお願いするとともに、原則、即日交付を目指し、窓口事務の簡略化に努めます。
29	相互乗り入れについて全国規模で展開を図り、都道府県全部が乗り入れ可能になるよう努めて欲しい。	制度導入した場合の各県の相互乗り入れについては、中国地方知事会においての合意事項になっているほか、中国四国地域においても事務レベルで賛同を得ているところです。九州地域や東日本の一部においても連携が進んでおり、やがては、全国的な展開につながるよう取り組んでいきます。

(6) その他(2件)

No.	ご意見の概要	県の考え方
30	車いすマークのステッカーの販売について、見直しを行い、その標章を県が管理してほしい。	県としては、この制度の普及定着により、車いすマークの濫用が少なくなるよう努めます。
31	車いすマークのステッカーを一般の商店が販売している実態にメスを入れないとダメだ。	なお、車いすマークは、世界共通のマークであり、正式名称は「国際シンボルマーク」といい、国際リハビリテーション協会にシンボルマークの導入、広報、使用の管理責任があります。